

「播磨町人権尊重のまちづくり推進計画（素案）」に係る
パブリックコメント（意見募集）の実施結果について

1 意見募集期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月17日（土）まで

2 閲覧場所

町ホームページ、役場健康福祉課窓口、中央公民館、各コミュニティセンター、きっずなホール

3 提出方法

郵送、電子メール、FAX

4 意見提出数

提出方法	件数
郵送	
電子メール	1
FAX	

5 意見の概要と町の考え方

区分	件数
A：計画等に反映させるもの	
B：今後の施策・事業の参考とするもの	
C：計画等に反映済みのもの	
D：感想や質問など	1
E：計画等に反映できないもの	

6 意見の概要

番号	ご意見内容	区分
1	現状の人権宣言について、極めて重大な課題から逃げているとしか思えない。 ひとつは播磨町が直接もしくは間接的に関与している旧態依然とした自治会、PTA 等の組織における人権侵害である。 もうひとつは国際的に見て異常な人質司法の問題である。 前者については町内で最大の人数が現在進行系で被害を被っている、極めて大規模な人権侵害であることに疑問を挟む余地は無い。 この課題は憲法に定める人権のみならず、強要罪に該当する場合もあると考えられる。 以下具体的には自治会について述べるが、PTA についても共通する問題点が多数見られる。 ① 加入時の任意性が十分担保されておらず、ほぼ強制的な運用が見て取れる。 また脱退についても明示性が十分で無い。 あくまで任意団体であるので、年度代わり時などに会員継続の確認等を本来はおこなうべきである。 ② 団体の役職者等決めににおいても、立候補していない住民に半強制に担わせており、人権上極めて不適切な運用である。 ③ 上記役職者等を招集する会合等においても、都度の開催の必要性を吟味せず、漫然と不必要に頻繁に行われており、大きな問題である。 ④ 上記会合以外の行事、研修、後援会についても参加が強制される場合があり、大きな問題である。 ⑤ 会費の使途についても個人の信教の自由、思想信条に関わるものにも支出されており、大きな問題である。 具体的には地元の神社のお札や赤い羽根共同募金であり、自治会が実施する必要性は無いものとする。 ⑥ 自治会、PTA 等はあくまで任意団体であることに立ち戻り、希望する住民のみが参加する規模の縮小化、合わせて規模に合わせた実施内容の縮小化が最も重要と考える。 それらは先進的な自治体ですで行われており、播磨町も大いに参考とすべきである。 その過程において播磨町広報の郵送化等、播磨町から各団体に委託されている業務の見直しも必要になると考えられる。 現状のままでは重大な人権侵害を行っている団体に、播磨町が業務委託していることとなり、共犯関係と言って過言ではない。 播磨町として人権的に問題が無く、強制・強要の無い運用となるよう直ちに強く指導すべきであり、足元の人権侵害を放置して人権宣言都市を標榜することは許されない。 公的機関の行う最悪の人権侵害である人質司法について人権宣言都市として議会決議の上、国に提言すべきである。 昨今もプレサンス、大川原等で発生しており、国内最大級の人権侵害と言って過言ではない。 提言内容については先進国の一般常識である、取り調べ（任意含む）への弁護士同席、全取り調べの可視化、拘留期限の厳格化等である。	D

ご意見、ご感想ありがとうございました。